

有権者の挑戦 (Voter Challenge)

任意の登録した有権者は下記の状況に基づいて、他の有権者の権力に対して挑戦を申し立てる権力があります。

- 有権者本人ではない。
- 当選挙地区で投票する権力のない有権者。

有権者の挑戦が投票所で発生しない場合 (Voter Challenges Not Occurring In A Polling Place)

もし有権者の挑戦が選挙日の投票所で発生しない場合、書面で提出しなければならないし、挑戦の根拠と挑戦提出者のサインを添付することです。選挙職員は挑戦書類を受け取ったら、できるだけ早く挑戦を調査し、裁定することです。

選挙職員は裁定された有権者に通知します。彼/彼女が裁定した後の十(10)日間の内に当裁定を登録委員会に上訴する権利を持っています。

選挙職員の裁定に関する上訴 (Appeal of Clerk's Ruling)

挑戦された有権者は裁定した後の十(10)日間の内に、書面上訴を登録委員会に提出することです。上訴の内容には下記のが含まれています。

- 挑戦された有権者の名前
- 選挙職員の裁定報告書
- 上訴の理由

もし上訴が **Board of Registration** (登録委員会)に提出されたら、当委員会はずぐこの事件を選挙職員オフィスに通知します。

公聴会が終了した時、委員会は口頭裁定を与えるかまたはよく考えたあと、後日書類裁定書を発行することができます。

委員会は裁定された有権者が書類裁定書が発行された10日目の午後4時30分までに中級裁判所に上訴できることを裁決された有権者に通知します。

有権者の挑戦は投票所で発生した場合 (Voter Challenges Occurring In A Polling Place)

有権者の挑戦が選挙日の投票所で発生した場合、書面で提出しなくてもいいです。挑戦される有権者は挑戦に関する補正を提出することができます。

そうしないと、選挙区職員はすぐ挑戦を検討して裁定を出します。挑戦提出者と挑戦された有権者の両方とも登録委員会に上訴することができます。

もし上訴しない場合、選挙区職員の裁定は最終裁定になります。挑戦された有権者の裁定結果により投票権力を継続するかを実行します。

選挙区職員の裁定についての上訴 (Appeal to the Precinct Officials' Ruling)

挑戦提出者と挑戦された有権者の両方とも登録委員会に上訴することができます。上訴は挑戦された有権者が通常投票の前又は挑戦提出者が投票所から離れる前に提出することです。

裁定結果により挑戦された有権者の投票が投票集計に計算されるかを決定します。

登録委員会は上訴内容について議論し、裁定することです。委員会は選挙区主任又は選挙区職員に裁定結果を通知することです。

委員会の議事録、裁定、裁定の理由などは委員会備忘録に記録することです。

選挙区主任は挑戦提出者と挑戦された有権者に裁定結果を通知します。

選挙区主任は挑戦された有権者に彼/彼女が中級裁判所に上訴できることを通知します。

もし上訴がない場合、挑戦された有権者の投票は投票集計に計算又は否定され、法律により保存されます。

もし上訴を提出する場合、当投票用紙は選挙区職員オフィスで管理されます。登録簿の記録は上訴書の裁定結果により投票集計に計算又は否定され、登録簿にも改定して法廷の裁定と一致することです。

いつまでも挑戦された有権者の投票秘密は必ず保証することです。

挑戦に関する全ての裁定書類は会議議事録に添付することです。

選挙オフィス

802 Lehua Avenue

Pearl City (パールシティ), Hawaii (ハワイ) 96782

電話番号: (808) 453-VOTE (8683)

隣の島無料電話: 1-800-442-VOTE (8683)

TTY: (808) 453-6150
